

入札（見積合せ）結果調書

件名	新庁舎テレビ受信障害臨時対応(苦情受付・アンテナ対応)業務					
契約方法及び根拠条項	随意契約 地方自治法施行令第167条の2第1項第2号					
契約の相手方	旭川市3条通21丁目右3号 北日本ネットワーク株式会社					
契約金額	別表による					
契約期間	令和4年4月1日 から 令和4年9月30日					
契約担当課	総務部 庁舎建設課					
入札(見積)日時	令和4年3月29日 15:00					
入札(見積)結果						
	業者名	第1回	第2回		入札等の 執行状況	
1	北日本ネットワーク(株)	下表による			決定	
	項目	摘要	単位	見積額(円)	備考	
1	対応・調査費	初動対応(受付・駆けつけ)	回	25,000	諸経費含む	
		電波調査費	回	25,000	諸経費含む	
2	アンテナ改修費	戸建住宅又は戸建店舗	棟	97,670	折衝費・諸経費含む	
		共同住宅・賃貸ビル	増幅器 1 台	棟	322,000	折衝費・諸経費含む
		共同住宅・賃貸ビル	増幅器 2 台	棟	409,000	折衝費・諸経費含む
		共同住宅・賃貸ビル	増幅器 3 台	棟	727,000	折衝費・諸経費含む
		共同住宅・賃貸ビル	増幅器 4 台	棟	931,000	折衝費・諸経費含む
3	TV機器調整費	基本料(2TV+ビデオ)	戸	6,000	諸経費含む	
		TV追加加算	台	3,000	諸経費含む	
一者特命の 随意契約と した理由	<p>(1) 令和2・3・4年度 物品購入等競争入札参加資格者名簿のうち、テレビ共同聴取施設設置保守(CATV回線敷設含む)に登録のある業者であること。</p> <p>(2) 苦情電話を受けた段階で住民は既にテレビの視聴に支障をきたしているため、迅速な対応により受信状況を調査・対応する必要があることから、市内に本店又は支店を有する業者であること。</p> <p>(3) 電波状況調査及び改善措置を適切かつ迅速に行うためには十分な経験と技術的能力が求められることから、旭川市テレビジョン放送受信障害防止指導要綱に基づき調査及び改善の指導する指定機関であり、その実績を有する日本CATV技術協会北海道支部の会員になっている業者であること。</p> <p>以上の条件を満たす業者は北日本ネットワーク(株)1者のみであることから、同者と契約するものである。(旭川市随意契約ガイドライン2(1)イに該当)</p>					

単価表

業務委託名

新庁舎テレビ受信障害臨時対応（苦情受付・アンテナ対応）業務

（消費税及び地方消費税を含む）

項目	摘要		単位	単価(円)	備考
1 対応・調査費	初動対応（受付・駆けつけ）		回	27,500	諸経費含む
	電波調査費		回	27,500	諸経費含む
2 アンテナ改修費	戸建住宅又は戸建店舗		棟	107,437	折衝費・諸経費含む
	共同住宅・賃貸ビル	増幅器 1 台	棟	354,200	折衝費・諸経費含む
	共同住宅・賃貸ビル	増幅器 2 台	棟	449,900	折衝費・諸経費含む
	共同住宅・賃貸ビル	増幅器 3 台	棟	799,700	折衝費・諸経費含む
	共同住宅・賃貸ビル	増幅器 4 台	棟	1,024,100	折衝費・諸経費含む
3 TV機器調整費	基本料（2TV+ビデオ）		戸	6,600	諸経費含む
	TV追加加算		台	3,300	諸経費含む